

令和3年12月10日

指定管理者の指定について（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル内
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
理事長 佐々木桃子

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和2年度～令和5年度）」において、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房は、施設改修の実施時期を踏まえ、令和3年度中に運営方法を決定することとしている。

当該施設は、令和7年度からの民営化を見据え、令和4年度から令和6年度にかけて、改修工事や移行のための準備を行う予定である。

このため、令和4年度から令和6年度までの3年間を指定の期間とする。

4 選定の経過

令和3年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
5月18日	令和3年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、

	団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
	(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)
	(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
6月23日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
6月24日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月16日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
7月30日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月3日	経営診断委託
8月26日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月10日	令和3年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援を充実する提案があること、利用者一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。

また、資金力、借入金の返済能力は大変優れており、経営の安全性も優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

当該施設の運営実績

練馬区立貫井福祉園では、心身の健康状態が向上することを目的としたプログラムを提供するとともに、地域清掃やアルミ缶回収等の社会貢献活動を通じて、地域との交流を深めている。

練馬区立貫井福祉工房では、利用者の個性や訓練到達段階に応じた適切なプログラムを提供するとともに、その日の状態に合わせて内容を柔軟に変更するなどの取組により、就労の成果をあげている。

貫井活動交流室や貫井福祉工房の喫茶コーナーは、多くの方に利用され、地域に根付いた交流の場になっている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的開催されている。

苦情解決規程を整備し、適正に運用しているほか、利用者の権利擁護のため、苦情解決第三者委員による運営状況の確認を年2回実施している。

【提案審査】

施設運営体制

利用者一人ひとりの意思と個性を尊重し、それぞれの能力を最大限に発揮できるよう、個別支援を充実させていく提案があり、評価できる。

区内で法人が運営する事業所のネットワークを活用し、地域生活に必要なサービスを提供できるよう迅速に対応する提案があり、評価できる。

職域や職層に分かれた研修体系を整備しているほか、eラーニングによる専門的な業務内容の研修を受講できるようにすることで、計画的に人材育成を進める提案があり、評価できる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組として、検温、手指消毒の徹底、

職員および利用者の定期的なPCR検査受検のほか、陽性者が発生した際に迅速に対応できるよう、施設独自のコロナ対応フローを整備しており、評価できる。

運営経験を生かした取組

練馬区立貫井福祉園では、利用者の高齢化・障害の重度化に伴い、相談支援事業所等の関係機関と連携し、迅速な情報共有やサービスの移行等に対応する提案があり、評価できる。

民営化に向けて、利用者のニーズに応じた医療的ケアの対応について検討を進める新たな提案があり、評価できる。

練馬区立貫井福祉工房では、安定した就労を支えるため、勤務先や相談支援事業所等、関係機関との連携を密にし、就労定着支援と生活面を含めたアフターフォローを継続的に実施する提案があり、評価できる。

民営化に向けて、障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方を創出するため、必要に応じて訓練内容の見直しやオンラインの活用など新たな支援方法を検討する提案があり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

危機管理マニュアル、災害対応マニュアル、各種マニュアルを整備しているほか、避難訓練を毎月行うなど、不測の事態に迅速に対応できる体制を整えている。また、ヒヤリハット事例を報告しやすくすることで、事故につながる危険性を事前に抽出できるように、報告書の様式を工夫する提案があり、評価できる。

効率的な管理運営

職員の勤務状況と業務分担を定期的に確認し、時間外勤務の削減に継続して取り組む提案があり、評価できる。

会議や研修をオンラインで実施することで、会議資料等のペーパーレス化に取り組む提案があり、評価できる。

施設特性に応じた評価項目

練馬区立貫井福祉園では、利用者の高齢化や障害の重度化への対応として、理学療法士と連携して、運動プログラムの見直しに取り組み、障害特性に応じた運動メニューを提供することで、筋力の維持向上や歩行状態の改善など、日常生活動作の維持向上につなげる提案があり、評価できる。

また、障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組として、相談支援事業所や

移動支援事業所等の関係機関と日々の情報を共有し、利用者の状況の変化に迅速に対応する提案があり、評価できる。

練馬区立貫井福祉工房では、利用者が個別支援計画の目標や課題を意識して主体的に作業に取り組めるよう、一人ひとりの状況に応じて、目標チェックカードや作業の手順書を写真や絵を活用して分かりやすく作成する提案があり、評価できる。

また、利用者一人ひとりの特性に沿った訓練プログラムを提供し、利用者がより能力を発揮できる職場への就労移行支援を進める提案があり、評価できる。

地域への貢献

職員の採用に当たり、区民雇用を積極的に行うほか、業務の再委託や物品の調達についても、区内事業者を優先し、地域で障害のある方を支える輪が広がるよう取り組む提案があり、評価できる。

施設運営協議会に地元町会が参画しているほか、地域の防災活動や美化活動等に地元町会と共に連携して取り組む提案があり、評価できる。

複合施設として近隣の練馬区立練馬第二小学校との交流活動や、貫井活動交流室の利用団体が参加するイベントを開催するなど、開かれた施設運営に継続して取り組む提案があり、評価できる。

別表

指定管理者（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）選定の審査結果
（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の 運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点	12点
提 案 審 査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な 考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点	40点
	4 運営経験を 生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした 今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応 じた評価項目	障害特性に応じた利用者支援の取組 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組 障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組	20点	16点
	8 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者か らの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	160点